



## 税務課からのお知らせ

### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた給付金等の課税上の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、国や地方公共団体から支給される給付金、助成金など（以下「給付金等」）といいます。）は、支援の対象者や目的などにより、課税上の取扱いが異なります。課税対象となるものについては申告が必要です。

#### 1 非課税となる給付金等

- (1) 支給の根拠となる法令等の規定により、非課税とされる給付金等
- (2) 所得税法で非課税であることが定められている給付金等

##### 【例示】

- ・ 特別定額給付金（一人10万円）
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金
- ・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金など



#### 2 課税となる給付金等

次のいずれかの所得として課税対象となります。

ただし、課税対象となる給付金等であっても、給付金等の支給額を含めた年間収支が赤字になる場合など、必ずしも税負担が生じるものではありません。

##### (1) 事業所得となる給付金等

事業に関して支給される給付金等で、例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費にすべき支出の補てんを目的として支給されるもの。

##### 【例示】

- ・ 持続化給付金（事業所得者向け）
- ・ 家賃支援給付金
- ・ 農林漁業者への経営継続補助金
- ・ 雇用調整助成金など

##### (2) 一時所得となる給付金等

臨時的に一定の所得水準以下の人に対して支給されるなど、事業に関連しないもので、一時的に支給されるもの。

##### 【例示】

- ・ 持続化給付金（給与所得者向け）
- ・ Go To キャンペーン事業における給付金など

(注) 一時所得の特別控除について

一時所得は、 $\{\text{一時所得の収入金額} - 50\text{万円 (特別控除)}\} \times 0.5$ により算出されるので、給付金等以外の一時所得の収入金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。

##### (3) 雑所得となる給付金等

上記(1)及び(2)に該当しないもの。

##### 【例示】

- ・ 持続化給付金（雑所得者向け）など

※例示については、国税庁ホームページ「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」より一部抜粋しています。